

Business Certificate news

No.TCCI-0121

Date : 2020年3月18日

年度始めによくあるお問い合わせ（貿易登録内容の変更等について）

年度末を迎え、例年お問い合わせの多い組織変更や人員体制変更に伴う貿易登録（企業情報の登録）内容の変更等に関する手続きについて以下の通りご案内します。

また、年度末～年度始め、週末は非常に混雑いたします。お時間に余裕をもったご来所をお願いいたします。

1. 社名・代表者・連絡担当者・住所の変更

「業態内容変更届」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**

※変更項目によっては「履歴事項全部証明書」「印鑑証明書」などが必要です。（下記 URL 参照）

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/gyotainaiyohenko.pdf>

2. 署名者（サイナー）の追加・変更・削除

「署名届（追加・変更・削除用）」を証明センター窓口までご提出ください。 **郵送不可**

Word: https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/word/shomei_todoke_ver1-1.doc

PDF: https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/shomei_todoke_ver1-1.pdf

記入例: https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei_todoke_sample_ver1.pdf

業態内容変更届、署名届のご提出にあたっての注意事項

- ・登録の変更は無料です
- ・「貿易登録番号」を必ず記載して提出してください
- ・事前（貿易登録時）に当所にお届けいただいている社印で押印ください
- ・代表者や署名者が外国籍の場合は、在留カード（特別永住者証明書）表裏両面の photocopy が必要です
- ・書類に不備がない場合は、届出を受理した日から有効となり、届出の直後に各種証明書のご申請が可能です
- ・書類の記載にあたって、消せるボールペンは使用できません

3. 貿易登録番号／登録されている印鑑／登録されている署名者（サイナー）等の照会

上記情報については企業情報ならびに個人情報の保護の観点から厳格、適切な管理をしておりますので、電話・メール等での照会はできません。

証明センター窓口にて本人確認を行ったうえで、**登録事業者の方にのみ**情報を開示しています。

「社員証または名刺2枚以上」と「顔写真付きの本人確認ができるもの（運転免許証等）」をご提示ください。

貿易登録は2年ごとの更新となり、署名者（サイナー）などの情報についても貿易登録更新の際に

一旦すべて消去され、改めてのご登録が必要となります。

4. 会社の合併・分割等

個別の対応となりますので、窓口までご相談ください。

例外はありますが、基本となる考え方は「登記上、同じ会社であるかどうか」(法人番号が同一か否か)です。

したがって、同名の会社であっても、登記上で別の会社であれば新規に貿易登録をしていただき、新たな貿易登録番号をご案内いたします。

例1. 吸収合併	
A 社(存続) 貿易登録番号-AAAAAA	⇒ C 社(A 社の登記情報を活かす)
B 社(消滅) 貿易登録番号-BBBBBB	貿易登録番号-AAAAAA
例2. 新設合併	
A 社(消滅) 貿易登録番号-AAAAAA	⇒ C 社(新たに登記を作成)
B 社(消滅) 貿易登録番号-BBBBBB	貿易登録番号-CCCCCC
例3. 新設分割	
A 社(存続) 貿易登録番号-AAAAAA	⇒ A 社(存続) 貿易登録番号-AAAAAA
B 社(新設) 貿易登録番号-BBBBBB	

5. 証明センターを活用いただくためのお願い

証明センターをより便利にご利用いただくための活用ガイドをホームページに掲載しています。

各種証明書の作成方法等、多く寄せられるご質問やサポートメニュー等をまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/quickstart.pdf>

【本件問い合わせ先】

TEL: 貿易登録内容の変更等に関して 03-3283-7732
その他 各種証明書に関して 03-3283-7610

発行：東京商工会議所 証明センター
営業時間：月～金（祝日・年末年始除く）9：00-12：00 / 13：00-16：30
URL：<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/>